

平成26年度第2回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	平成26年11月26日(水) 9:00~11:30	
開催場所	徳島市役所 6階 入札控室	
出席者	委員会 長地委員長、鈴木委員、成行委員、竹村委員 徳島市 土木部副部長兼土木政策課長 水道局総務課長 他 関係各課・事務局職員	
審議案件	一般競争入札	6件
	指名競争入札	4件
	随意契約	0件
	合計	10件

議事概要

委 員 員	徳 島 市
市発注工事等に係る入札・契約手続の運用状況等について	
	1 対象期間 (H26. 4. 1~H26. 9. 30) の発注工事について
審議 1 <一般競争入札>北部浄化センターNo. 2汚泥濃縮槽設備増設工事 (北部浄化センター)	
<p>◇ 参加業者が2者と少ないですが、特殊な工事なのか。</p> <p>◇ 既設機器の設置業者と異なる業者が工事をして問題ないのですか。</p> <p>◇ 参加資格内容の(1)で「徳島市外に建設業法上の主たる営業所(本店)を有する者」とあって、参加資格設定理由の(1)で「建設工事の一般競争入札等に係る業者選定運用基準第4条の規定による」となっています。運用基準第4条をみると「一般競争入札等に参加できる業者は、特別な技術を要する工事及び他の要綱等で規定のあるものを除き、原則として徳島市内に建設業法を有する業者とする。」となっており、それに基づいて市外業者に発注するとしているのは、この工事に関しては特別な技術を要する工事に該当するということなのでしょうか。</p> <p>◇ 運用基準第4条の規定だけをみると、特別な技術を要する工事については、市内に主たる営業所がなければならぬわけではないという意味ですね。そうであるのに、そもそも参加資格を市外業者に限定するのは、第4条とはそういう意味なのでしょうか。それとも、最初から市内業者で参加できる業者がいないのが明らかなので市外業者に限定しているのでしょうか。</p>	<p>◆ 徳島市内に下水処理場が2箇所しかなく、市内業者で実績を有する業者がいないため、市外業者を対象として発注しております。最近の傾向として、公共工事の発注件数が増えており、市外大手業者は配置可能な技術者を確保することが難しいと聞いております。そのことが入札参加者が少ない原因であると考えております。この案件は、増設工事ですが、既設機器の設置業者については、技術者の確保が難しいとのことで参加しなかったと聞いております。</p> <p>◆ 心配はありましたが、それを考慮すると既設機器の設置業者と随意契約をせざるを得ないこととなり、そのほうが問題があると考えて入札を実施しました。</p> <p>◆ 本案件につきましては、特殊な機械を製造するということから、特別な技術を要する工事に該当すると判断し、市外業者を対象として発注しております。</p> <p>◆ この案件については、市内業者の参加が見込めないことから参加資格を市外業者に限定しております。</p>

<p>◇ 総合評価の評価項目として、徳島市内の営業所の有無とあり、どちらの業者も無しという評価になっています。徳島市内の営業所の有無については、参加資格とは関係ないのですか。</p> <p>◇ 将来的に、徳島市内で参加可能な業者ができてくれば、先程指摘があった市外業者限定といった参加資格を見直すことになるのですか。</p> <p>◇ 施工能力審査型となっておりますが、他にどんな型があるのでしょうか。</p>	<p>◆ 総合評価の評価項目としての徳島市内の営業所については、主たる営業所ではなく支店等を想定しております。入札の参加資格については、主たる営業所が徳島市外にあるかどうかで判断します。これに対して、総合評価の評価項目としての営業所の有無については、徳島市外に主たる営業所があることを前提として、徳島市内に支店等がある場合は、地域に精通していること、徳島市に税金を納めているという点で地域に貢献していることから、総合評価において加点しております。</p> <p>◆ 徳島市内で実績を有する業者ができてくれば、市外業者という限定をはずして、市内業者・市外業者どちらでも参加可能なように参加資格を見直すこととなります。そういった条件で募集している案件もあります。</p> <p>◆ 徳島市では、施工能力審査型以外に標準型があります。標準型は、施工能力審査型の評価項目に加えて技術提案を求めることとなります。この案件については、機械の製造に関する技術力は必要ですが、工事を施工するにあたって技術的な工夫は大きくないので、施工能力審査型を採用しております。</p>
---	--

審議 2 <指名競争入札> 渋野地区基盤整備測量設計業務 (耕地課)

<p>◇ 契約書をみると、履行期間が平成26年7月19日から平成27年2月27日までとなっています。そんなに大きい仕事でないように思いますが、それだけの期間が必要なのですか。</p> <p>◇ 立ち退きもでてくるのですか。</p>	<p>◆ 業務内容としては測量・設計ですが、別に用地の境界確定を併行して実施するため、その期間をみこして履行期間を長めにとっております。</p> <p>◆ 過去に農業の生産基盤整備事業で整備した排水路が老朽化しており、それを整備するものであり、立ち退きとかはありません。</p>
---	---

審議 3 <一般競争入札> 城東町一丁目污水管渠築造工事 (3工区) (建設課)

<p>◇ 低い金額で入札した業者が全て失格となり、一番高い金額で入札した業者が落札していますが、このことについて説明をお願いします。</p>	<p>◆ 従前から指摘されておりますが、本市の最低制限価格の算定方法に起因して、このような事象が発生しております。最低制限価格の標準的な算定方法である設計金額の内訳に一定の率を乗じた金額を積み上げる方法への変更についても検討しておりますが、県内でも最低制限価格の漏洩事件が発生しており、入札後に最低制限価格が決まるといった現行制度の長所を生かしながらこのような問題が発生しない方法がないか模索しているところであります。平成28年4月から、電子入札システムについて徳島県との共同利用に参加することを予定しており、それまでに最低制限価格制度に関する徳島市の方針を決定することとして、それまでは現行制度を続けさせていただきたいと考えております。</p>
--	---

<p>◇ 低い金額で契約できたほうがよいと思いますが。</p> <p>◇ 徳島県も同じ制度なのですか。</p> <p>◇ 徳島市も徳島県にならって標準的な算定方法に変更するのですか。</p> <p>◇ 8者中5者がこの金額でできるとして入札しているのですが、実質このくらいの金額でできるのですか。</p>	<p>◆ この案件については、5者が低い金額で入札しているので、制度上の不備といわれてもしょうがないところもありますが、現行制度にも利点がありますので、電子入札システムの共同利用開始までに結論を出すということで、それまでは現行制度を続けさせていただきたいと考えております。</p> <p>◆ 徳島県も一時期同じ制度でしたが、現在は設計金額の内訳に一定の率を乗じた金額を積み上げた金額に変動率を乗じて計算する算定方法を採用しております。徳島市が採用している算定方法は、最初徳島県が採用し、徳島市も徳島県に合わせるかたちで採用したのですが、現状では徳島県は別の算定方法を採用しております。</p> <p>◆ 方向としては標準的な算定方式を考えておりますが、現状では結論がでておりませんので、電子入札システムの共同利用の開始までには結論を出したいと考えております。</p> <p>◆ 業者としてできると判断した金額なので、本当にそれが妥当な金額かどうかを判断するのは難しいですが、できるとして入札している以上できる可能性は高いと思います。</p>
--	--

審議 4 <一般競争入札>中央卸売市場卸売棟耐震診断業務

(中央卸売市場)

<p>◇ 再委託承諾願いを添付していますが、添付書類では再委託内容がわかりません。丸投げではないのですか。</p> <p>◇ 診断を実施するにあたり、資格が必要になるのですか。</p> <p>◇ 調査業務については、本案件の受注者以外の業者であっても再委託することになるのですか。</p> <p>◇ 再委託先の業者が徳島市の基準に該当しているかどうかのチェックを行わないのですか。</p> <p>◇ 再委託先は、契約後に決定するのですか。入札に先立って、再委託先の計画を提出させるわけではないのですか。</p> <p>◇ 業務内容が耐震診断業務の場合、最初から専門業者に発注することは考えられないのですか。</p> <p>◇ この案件では、1級建築士が2名以上いるということの方が、入札の参加資格として重要だと考えているのですか。</p>	<p>◆ 建物の鉄骨部分の診断について、評定機関に提出するにあたり、接合部分の調査等専門的な調査については専門業者でないといけませんので、専門業者に再委託しております。</p> <p>◆ 資格が必要というわけではありませんが、鉄骨の接合部分の調査やコンクリート強度の調査等の調査業務について、受注者である設計事務所では調査の技術がありませんので、専門業者に再委託することになります。</p> <p>◆ 他の業者が受注しても再委託することになります。</p> <p>◆ そこまでは行っておりません。再委託先の選定は受注業者の判断になります。</p> <p>◆ 入札時点では、再委託先の選定までは求めておりません。</p> <p>◆ 調査会社はあくまで調査会社ですので、調査業務の条件を満たすような設計事務所が入札に参加してくれればいいのですが、この案件は一般競争入札なのでそういった業者が申し込みをしてくれなければどうしようもないと考えております。</p> <p>◆ はい、入札の参加資格としてはその条件の方が重要だと考えております。</p>
---	--

<p>◇ 調査業務は機械でできるのですか。</p> <p>◇ 再委託しなくても、簡単にできるように思うのですが。</p> <p>◇ 参加資格を満たしている市内業者は何社ぐらいあるのですか。</p> <p>◇ 耐震診断の業務ができるのがそのくらいですか。</p> <p>◇ この案件以外にも例えば小・中学校等で耐震診断業務を行っていると思いますが、今回の参加業者と重複しているのですか。</p>	<p>◆ 鉄骨部分については目視で行います。コンクリート部分についてはコア抜きで抜いて圧縮試験にかけて強度の確認を行います。</p> <p>◆ 設計事務所ではそういった技術は持っていません。</p> <p>◆ 正確な数字ではありませんが、1級建築士を2名以上雇用している市内の設計事務所は10者から20者の間であったと思います。 (徳島市が把握している業者数は16者であることを報告)</p> <p>◆ 設計事務所が耐震診断業務の全ての作業をできるわけではありませんので、ある程度再委託することを前提として参加資格を設定しております。参加資格としては、過去に耐震診断業務の履行実績を持つ業者を対象しており、おそらくそのくらいの業者数になるものと思われます。</p> <p>◆ はい、重複している業者もあります。</p>
--	---

審議 5 <指名競争入札>方上小学校校舎増築電気工事

(教育総務課)

<p>◇ 10者中9者が辞退するといった極端な結果になっていますが、このことについて説明をお願いします。</p> <p>◇ 入札を辞退したらペナルティを課すといったことはできないのですか。</p>	<p>◆ 昨年度から、入札参加者が少ない案件があり、特に建築工事に伴う電気工事でこういった傾向があります。理由としては、全国的に工事の発注件数が多く技術者が足りないということがあげられます。また、建築工事に伴う電気工事では、工事の進め方が本体の建築工事の進捗状況に左右されること、打合せの頻度が高く技術者の拘束される時間が多いため他工事との兼務が難しいこと、想定外の追加作業が発生しやすいことなどから、儲けが少なく入札に参加しづらいといった業者からの声も聞いております。今回の案件では1者が参加しておりますが、昨年度から1者も参加せず不調となった案件も発生しております。</p> <p>◆ この工事であれば、工期の全ての期間技術者が拘束されることになるとと思いますが、入札の指名業者はCランクで技術者の数が少ないこともあり、他工事とのかけもちができないこととなります。例えば下請けとしてとして工事に入るのであれば、その工事の期間だけ技術者をつければよいのですが、元請として受注すると工期の間技術者が拘束されるということになりますので、どうしても入札に参加しにくいのではないかと考えております。さらに、この案件のように請負金額が小さく儲けも小さい工事と、他に儲けが大きい工事があると、どうしてもそちらを選択するようになるのではないかと思います。現状は電気工事業者が忙しいということなので、もう少し工事の発注件数が少なくなれば、応札業者も増えてくるのではないかと考えております。</p>
--	---

<p>◇ 小さい業者にも仕事が行き渡るようにということで、Cランクの業者に発注しているのだと思いますが、その結果こういうことになるのであれば、上位ランクの業者も対象とすれば参加者が増えるのではないですか。</p> <p>◇ 増築工事とそれに伴う電気工事は分けて発注する必要があるのですか。</p> <p>◇ 今回の工事のように、割に合わない工事の場合は、一括で発注して下請けで入るほうが業者にとっても都合がいい場合もあるということですか。</p> <p>◇ その結果はどうだったのですか。</p> <p>◇ 分離分割発注するかどうかの基準はあるのですか。</p> <p>◇ 運用上そうしているのですか。</p> <p>◇ 辞退してもペナルティはないのですね。</p> <p>◇ 入札した業者は、落札するつもりで入札したのですかね。</p>	<p>◆ Cランクの業者で入札が成立しなければ、上位ランクの業者を指名して再度の入札を実施することになります。昨年そういった事例が1件あり、上位ランクの30者程度を指名して入札を実施しましたが、全て辞退するという結果になりました。</p> <p>◆ 徳島市では原則として分離分割発注を行い、電気工事についてはなるべく電気工事業者が受注できるようにしております。以前は、業者側からの要望がありそうしておりますが、今はそういう状況ではないということだと思います。基本的には、なるべく多くの業者に仕事があたるということで、分離分割発注を行っております。ただし、金額が小さい場合は、建築工事と一括発注する場合もあります。</p> <p>◆ はい。以前、耐震補強工事に伴う電気工事で、入札参加者がなく、最終的に本体の建築工事に入れて施工したという事例もあります。</p> <p>◆ 工事は問題なく完成しました。</p> <p>◆ 今の判断基準としては、随意契約できる範囲内の金額であれば一括発注しております。</p> <p>◆ はい。ただし、金額的な基準とは別に、発注課の判断として、どうしても一体的に施工しなければならない明らかな理由があれば、一括発注することもあると考えております。</p> <p>◆ ペナルティをいやがって、予定価格の100%で入札されても困りますので、ペナルティは設けておりません。</p> <p>◆ 落札するつもりがなければ、予定価格の100%の額で入札することも可能ですが、この案件では98.94%の額で入札しておりますので、全く落札する気がなかったわけではないと思います。</p>
---	--

審議 6 <一般競争入札>新蔵住宅1棟耐震補強工事
(住宅課)

<p>◇ 総合評価における本店の所在地の10点と15点の差は何ですか。</p> <p>◇ 下請が多いですが、元請業者自体が行うのはどの程度ですか。</p>	<p>◆ 建築一式工事と土木一式工事につきましては、工事施工場所と同じ地域、これは一般競争入札における一番小さい地区割りの単位のようですが、に本店があれば15点、それ以外の市内に本店があれば10点として評価しております。今回の工事施工場所が新蔵町ということで、内町・新町・西富田・東富田・昭和地区に本店を有する業者が、同じ地域内に本店ありとして15点となっております。</p> <p>◆ 各工種毎に下請業者がつくのが一般的な建築工事の形態ですが、元請業者は下請業者の管理を行います。</p>
---	---

◇ 工事成績評定点は、元請業者が過去に行った工事の成績を評価するということですか。

◇ 元請業者は管理だけを行い、実際の作業は下請業者が行っているのであれば、過去の工事成績を評価することは、今回の工事に反映されにくいということにはならないのですか。

◇ 社会性の評価として、防災協定の締結や災害時活動の実績を評価項目としていますが、この辺の業者は実績があるのですか。

◇ I S Oについても大手業者はみんな持っているのですか。

◇ 徳島県はBCPも評価していると思いますが、いつ津波がくるかわからないので、徳島市も徳島県を参考にして評価項目に加えたらどうですか。

◆ 工事成績評定点は、配置予定技術者の工事成績と企業の工事成績を評価しております。配置予定技術者の工事成績については、過去一定期間でその技術者が担当した工事のうち最もよい成績を1件だけ評価し、企業の工事成績は、徳島市発注の過去5年間の同種工事の平均点を評価します。

◆ 建築工事では、この工事のように多数の下請業者を使う工事が一般的であり、特にこのような大きい工事については管理能力も必要になりますので、過去の建築一式工事の工事成績の平均点を評価項目として採用しております。

◆ 建設業協会と徳島県が防災協定を締結していますので、建設業協会に加盟しているような大手業者については、ほぼ実績があります。

◆ I S Oについては、維持するのに費用がかかりますので、大手業者ならみんな実績があるというわけではありません。

◆ 評価項目については、徳島県を参考にしながら検討していきたいと考えております。

審議 7 <指名競争入札>一宮西第2住宅外壁塗装工事 (H26)

(住宅課)

◇ Cランクの業者を指名するというのは、金額で決めているのですか。

◇ 1番目と2番目の入札金額が1000円単位まで同じというのは珍しいですね。

◇ 契約解除理由が入居者の病気ということになっていますが、病気が回復したら再度発注するということになるのですか。

◇ 入居者から病気が回復したといった報告がくるようになっているのですか。

◇ 何戸ぐらい住んでいるのですか。

◇ 満室なのですか。

◆ 予定価格が500万円未満の塗装工事については、Cランクの業者を指名しております。

◆ 落札率が90%であり、切りのいい数字ということで1000円単位までそろったのではないかと思います。

◆ はい。

◆ 工事を発注する前には確認に行ってからになると思いますが、ここ1、2年は発注できないのではないかと考えております。

◆ 1棟が5戸で、2棟あります。

◆ 1戸空いています。

◇ 解除原因については、時期的に夏の暑いときだったというのがあるのですか。	◆ 常に寝ている方にとって、足場を組んで幕をはることにより、気分的に滅入るということがあると思います。また、はつり工事等でかなりの音がしますし、塗装工事なのでにおいがあり、やめてほしいということがあります。
◇ 解除原因になったようなことは、入札前にはわからなかったのですか。	◆ 入札前にそこまで確認したうえで、工事を発注しておりません。計画に従って毎年どこの住宅について発注するといった形態をとっていますので、工事業者が決まって挨拶に行ったときにどうしてもやめてほしいという話がでてくることがあります。
◇ 例えば、先に住宅入居者に説明をした後で、入札を行うといったように、手順を逆にすることはできないのですか。	◆ そういったことも検討したいと考えていますが、そんなに起こることではないので。
◇ 解除した業者に補償をするといったことはないのですか。	◆ この案件では特にはないです。

審議 8 <一般競争入札>共通系送水システム系統連絡設備工事

(水道局)

◇ 工事はどのようなものなのですか。	◆ 第十浄水場から市内に送水する系統は、5系統あります。法花谷系送水、西の丸系送水は主力の送水系統となっています。この両系統を共通して送水できるシステムを今現在、補助事業で構築しています。その関連工事となり、どちらの方向にでも送水が可能とする切替バルブを設置するという工事です。
◇ コンピューターのシステムを組んでバルブの制御を行うのですか。	◆ その通りです。電気設備、機械設備、計装、コントロールを全体の工事として行います。今回の工事に関しましては、機械設備を主としたバルブを設置するという工事です。
◇ 全体の工事は大きな工事となる訳ですね。	◆ その通りです。
◇ 土木と電気の下請けにそれぞれ別の業者を出していますが、後の工事は元請けが行うと解釈してよろしいでしょうか。	◆ 土木の工事は、バルブを設置する付帯の基礎工事となり、電気設備はバルブを動かす動力の設備となります。バルブはメーカーに発注しまして、バルブの基本的な据え付けを元請けが行います。土木工事も電気設備も下請けに発注し、後は元請けの業者が行います。

審議 9 <一般競争入札>第十浄水場太陽光発電設備増設工事

(水道局)

◇ 参加者が少なかったみたいですが、問題点はなかったでしょうか。	◆ 電気工事の総合評定値が1000点以上が当局の名簿には77者います。また、特定建設業を取得している者は76者いました。浄水場の施工実績についてなのですが、去年の段階では7者程度ありました。
----------------------------------	---

◇ その業者は申し込みしてこなかったのですか。	◆ そうです。全国的に太陽光の工事がたくさんありましたので、そちらの方にいかれたかもしれませんが詳細は分かりません。
◇ 浄水場での太陽光発電の設備の設置工事は、浄水場以外でも特殊な技術が必要なのでしょうか。	◆ 浄水場に設置するとなれば、少し条件が変わっておりまして、水道事業の付帯事業として設置運営をするようにと総務省から通知がありました。本来の水道事業は、安心、安全の飲料水を市民に供給するのが目的ですから、その本来業務に支障をきたすような再生可能エネルギーの固定買取制度に則った事業をするのは、問題があるという事でした。本来業務を適正に行った上で、浄水場内で、土地の有効利用であるとか、環境対策をしてくださいということなのです。そういう事を考えますと、例えば、設置後の維持管理に関しましても職員を増員して維持管理を行おうとかは出来ませんので、第十浄水場の中央管理室のコントロールに一体となるように設置しなければなりません。また、水道局中央監視制御設備の中枢部に接続していきますので、浄水場での設置実績、高い技術力が必要となります。
◇ 発電した電気は浄水場内でしか使用しないのでしょうか。	◆ 今回は、固定買取制度に則った事業ですので売電となります。
◇ 売電すると水のコントロールは一緒にするのは出来るのでしょうか。	◆ 同じように維持管理を行わないといけません。売電を行うのに現状の職員を増員して維持管理を行うことは困難であり、水道事業の中の付帯事業として行わなければならないという観点から、それなりの設備を要求しないといけません。
◇ この設備から年間どのくらいの売電収入があるのでしょうか。	◆ 年間約4,100万円程度の見込みをしております。
◇ 今回の工事は、設置工事で、維持管理の継続業務は入札の対象ではないですね。その維持管理も今回の落札業者に任せるのでしょうか。それとも水のコントロールと一緒に水道局の職員が出来るように工事をしてもらっているのでしょうか。	◆ 水の管理と一緒に職員が維持管理を行います。
◇ 調査基準価格と失格基準価格とあるのですが、最低制限価格とはどちらがうのでしょうか。	◆ 調査基準価格と失格基準価格は一億円以上の予定価格の場合に設定されています。最低制限価格は一億円未満の場合に設定されています。
◇ 調査基準価格と失格基準価格が同額なのはなぜでしょうか。	◆ 失格基準価格が調査基準価格を超えたため、公告の通り、調査基準価格を超える場合は調査基準価格を失格基準価格とすると、記載していましたので、同額となりました。
◇ 四国電力が買い取りを止めているとかはないですか。	◆ 買い取りを行うという承認は得ています。

<p>◇ 三者しかいないのはどうしてなのでしょう。</p> <p>◇ この三者しかできないということで選んだのでしょうか。</p> <p>◇ 業務内容なのですが、P18に記載されている概要が業務内容なのでしょうか。</p> <p>◇ 照査とは水道局の独自の言葉ですか。</p> <p>◇ 予定価格と同額の入札金額を入れてきてますが、どういことなのでしょうか。</p>	<p>◆ 指名理由にも書いていますが、業務内容が重要な設備ということで、水道事業全般に関する事なので三者を選定しました。また、補助申請等が今回の案件に絡んでいるために難しいと判断しました。</p> <p>◆ その通りです。</p> <p>◆ 補助事業を申請するところにおいては、多くの資料が必要ですので、その部分の検討業務というのが多くを占めています。</p> <p>◆ 違います。設計業務の中で使用されている言葉で、照査とは成果物をチェックするという事です。</p> <p>◆ この業者が予定価格と同額なら出来ると判断した結果だと思います。</p>
---	---

指名停止等の運用状況について

	<p>1 対象期間(26.4.1～26.9.30)の指名停止について</p> <p>◆ 4業者に対し、指名停止措置を行った。(土木政策課)</p> <p>◆ 3業者に対し、指名停止措置を行った。(水道局)</p>
--	--

談合情報への対応状況について

<p>◇ 公正取引委員会に報告したら、その後何か言ってくるのですか。</p> <p>◇ 塗装工事については、地元の業者を選定するのですか。</p> <p>◇ 指名業者は何者ぐらいですか。</p> <p>◇ 塗装工事は仕事が少ないのですか。電気工事業者は忙しいとのことでしたが。</p> <p>◇ 塗装工事は、5年とか3年のローテーションで行わないと傷みがはげしくなりますよね。</p>	<p>1 対象期間(26.4.1～26.9.30)の談合情報について</p> <p>◆ 特に何らかの処分があったとの報告は受けておりません。</p> <p>◆ 塗装工事の場合、全市の業者を対象としておりますので、地元業者以外にも指名しております。</p> <p>◆ 1つの案件につき、Bランクの業者8者とAランクの業者6者の合計14者を指名しております。ただし、Aランクの業者は、12者を2つのグループにわけて交互に指名しており、今回は複数の案件が談合情報の対象となっているため、指名業者は全部で20者となります。</p> <p>◆ 年によりばらつきがありますが、年間10数件程度です。</p> <p>◆ 先程住宅課長が説明しましたが、市営住宅の塗装工事は、計画的に実施しております。</p>
--	--